

## 市条例制定に伴う経過措置について

市条例施行前に許可を受けている広告物で、市条例制定に伴い規制地域・許可基準の変更に  
より既存不適格となる物件を引き続き表示できる特例期間は、平成 32 年 3 月 31 日までです。

【市条例附則 3】

